

十津川村耐震改修促進計画

<改定版>

令和3年3月

十津川村

目 次

1. 計画策定の背景と目的等	1
1-1. 計画策定の背景と目的	1
1-2. 計画期間	2
1-3. 耐震化への課題	2
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
2-1. 想定される地震の規模、想定される被害の状況	3
2-2. 耐震化に向けたこれまでの取り組み	6
2-3. 住宅の耐震化の現状と目標	7
2-4. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標	12
2-5. 村有建築物の耐震化の現状と目標	17
2-6. 特定既存耐震不適格建築物の整理	19
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	20
3-1. 役割分担	20
3-2. 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	20
3-3. 耐震診断・耐震改修を促進する支援策の概要	21
3-4. 安心して耐震改修を行うことができる環境整備	21
3-5. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	21
3-6. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	22
3-7. 重点的に耐震化すべき区域の設定	24
3-8. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	24
4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	25
4-1. 地震ハザードマップの作成・公表	25
4-2. 相談体制の整備及び情報提供の充実	25
4-3. パンフレットの作成・配付、講習会等の開催	26
4-4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	27
4-5. 家具の転倒防止策の推進	27
4-6. 自治会等との連携（取り組み支援策）	27
4-7. その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項	27
5. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	28
5-1. 所管行政庁との連携に関する事項	28
5-2. 庁内での推進体制の確立	28
5-3. 関係団体との協働による推進体制の確立	28

計画策定における表現について

建築基準法の耐震基準に関する改正が、昭和56年6月1日から施行され、新耐震基準が導入されたことから、これ以降建築された建築物を「新基準建築物」、これより前に建築された建築物を「旧基準建築物」という。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することである。

「耐震化されている建築物」とは、新基準により建築された建築物、耐震診断により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）という。

「耐震化率」とは、「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合のことである。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備を行うことであり、このうち、増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「耐震補強」という。

「建て替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除去し、新築することをいう。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧基準により建築された建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないものの、どちらかに該当するものをいう。

1. 計画策定の背景と目的等

1-1. 計画策定の背景と目的

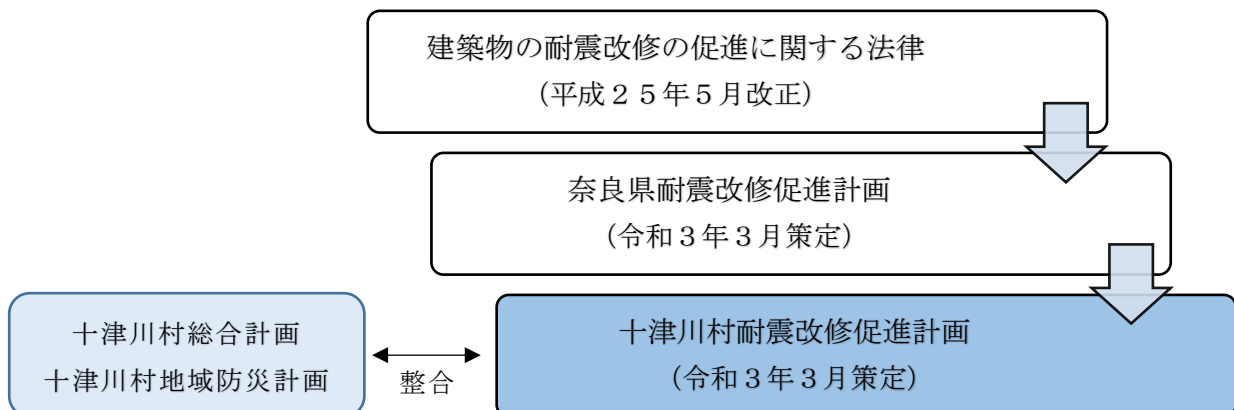
近年、東南海・南海地震など大地震の発生の切迫性が指摘されており、地震発生時における被害を軽減させるため、住宅・建築物の耐震化が求められている。国は平成17年3月の中央防災会議において「地震防災戦略」を決定し、東海地震及び東南海・南海地震の被害想定による死者数や経済被害について、『今後10年間で半減させる』という減災目標を定めるとともに、この目標を達成するために、同年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」）が改正されている。

本村では、このような背景を踏まえ、安全・安心なむらづくりの推進に向けて、旧耐震基準で建築された既存建築物のうち耐震化されていない建築物について、地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的とし、平成20年3月に平成27年度を計画目標年度とする「十津川村耐震改修促進計画」を策定している。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災などを背景に、平成25年5月に耐震改修促進法が改正（同年11月に施行）されるなど、既存建築物の更なる耐震化が求められている。

今回、平成32年度（令和3年3月）までとされた十津川村耐震改修促進計画が満了するにあたり、今後、村内の既存建築物の更なる耐震化を促進していくために、「十津川村5次総合計画」、「十津川村地域防災計画」との整合を図りつつ、「奈良県耐震改修促進計画(平成28年3月改正)」を踏まえ、「十津川村耐震改修促進計画」を改定する。

■本計画の位置づけ



1-2. 計画期間

本計画の実施期間は、国（「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」、「国土強靱化アクションプラン2015（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）等」による目標と、奈良県耐震改修促進計画に準じて令和7年度までの期間とする。

また、本計画の実施状況や社会ニーズの変化、制度の見直しや大規模な災害の発生などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととする。

1-3. 耐震化への課題

村民や建物所有者の自主的な耐震化への取り組みは、現在は思うように進んでいない状況にある。これは地震発生による被害の甚大さ、居住建物等の耐震性能不足による危険性の認識不足、また、高齢者世帯や子育て世代等の費用や労力の負担の大きさなどが、耐震化へのためらいを生んでいると考えられる。さらに、必要性を認識していても、どこに誰に相談するのか、信頼できる業者か否か、助成制度はあるのか、費用対効果はどうか等もためらいの要因と考えられ、これらの阻害要因を解決・解消できる施策を実行し、耐震化をさらに推進していくことが必要となっている。

また、災害時において少なくとも「命を守る」という観点から、例えば、耐震診断による評点を0.7以上にする簡易な耐震化工事の検討を行う等、高齢者等が耐震化を実施しやすい環境づくりが必要であると考えられる。

* 評点：木造住宅の耐震診断において、基礎や壁の配置などを基に算出する 建物の耐震性を示す指標で、標準は 1.0である。

評点が0.7未満の場合は倒壊の可能性が高い、危険な住宅とされる。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1. 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 想定される地震の規模

県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布をふまえ、内陸型地震として8つの起断層帯を設定している。

また、海溝型地震として、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された、東海、東南海、南海地震の5つの組み合わせのケースを想定している。

このうち、本村において大きな被害を及ぼすと予想される中央構造線断層帯（内陸型地震）と東南海・南海地震同時発生（海溝型地震）のケースを想定する。

■想定される地震の規模

区分	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0程度	同時発生で8.5前後
震源断層の長さ	約74 k m	—

※地震発生時—予測時期：冬季
—予測時間：早朝5時（全被害）、夕刻6時（火災による被害）

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書(H16/10)
地震調査研究推進本部・長期評価結果(H20/1/1)

①中央構造線断層帯

県西部を中心に震度7から震度6強の揺れが予想されている。また、県西部から県東南部に向かって震度は低くなるが、震度6強から6弱と強い揺れのある分布域が大きく広がる。

本村は震度6弱の範囲内にあり、最大震度6.0の揺れが予想されている。

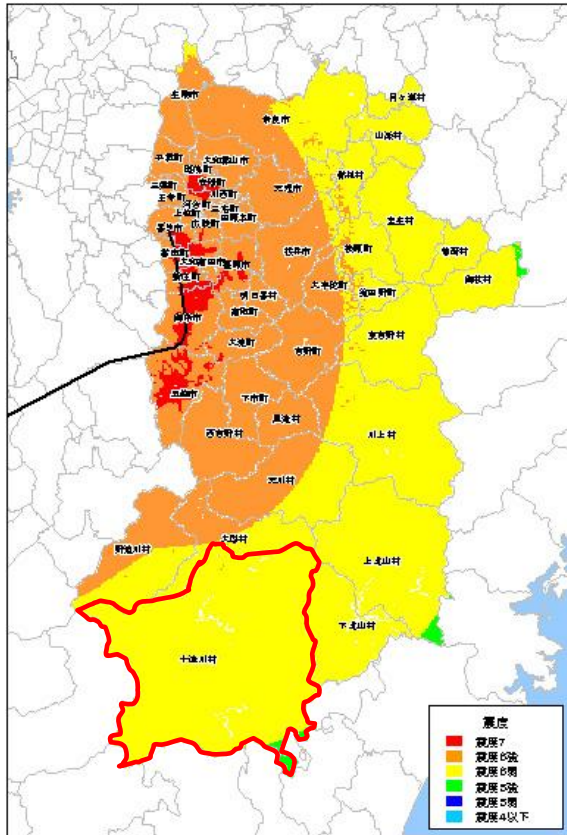
②東南海・南海地震同時発生

県中央部の一部、県南東部の本村の一部などで震度6弱の揺れが予想されている。また、特に県外縁部などで震度5強となっているが、県全体をみると、概ね震度5弱の分布域が大きく広がる。

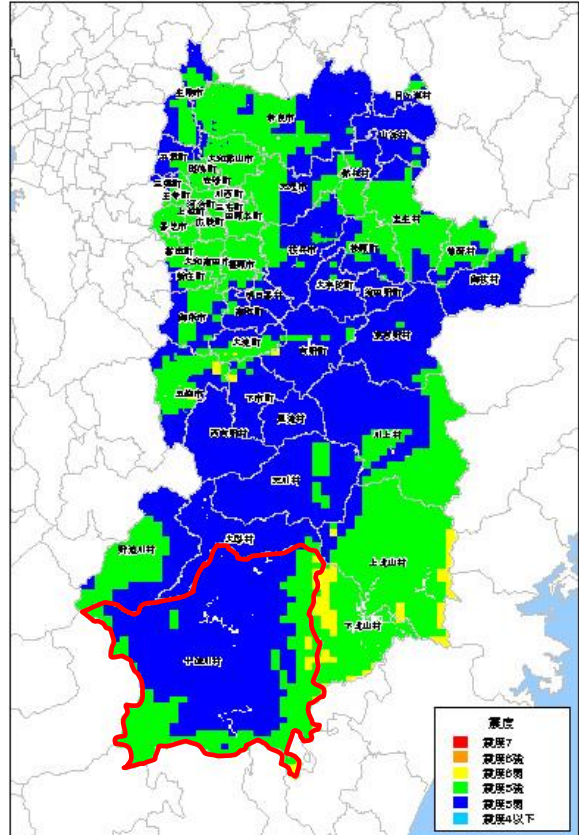
本村は、震度5弱の範囲が大半であるが、一部に震度6弱のところもあり、最大震度5.8の揺れが予想されている。

■震度分布図

<中央構造線断層帯（深さ10km）>



<東南海・南海地震同時発生>



出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書(H16.10)

(2) 想定される人的被害

想定地震ごとの人的被害は、以下のとおり予測されている。

奈良県の調査では、地震発生時間を冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）とした場合と、冬の平日午前5時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）とした場合の2パターンを想定しているが、以下では最も人的被害の大きい冬の午前5時のパターンについて記載する。

■想定される人的被害（十津川村での被害量）

（単位：人）

区分	死者数	負傷者数	死者＋負傷者	避難者数 (地震発生直後)	避難所生活者 (地震発生1週間後)
中央構造線断層帯	16	20	36	930	1,099
東南海・南海地震の同時発生	0	0	0	8	9

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書(H16.10)

①中央構造線断層帯

中央構造線断層帯においては、全県では約3,000名の死者、約17,000名の負傷者が予想されている。

本村では、当該地震による建物被害が最も多く予想されており、死者数16名、負傷者数20名、災害直後の避難者数は930名、また、1週間後の避難所生活者においては1,099名と予測されている。

②東南海・南海地震同時発生

東南海・南海地震同時発生においては、全県で見ると揺れによる死者の発生はなく、斜面崩壊による死者数が4名、負傷者数は揺れや液状化によるものとして414名が予想されている。

本村では、死者数0名、負傷者数0名、災害直後の避難者数は8名、また、1週間後の避難所生活者においては9名と予測されている。

(3) 想定される建物被害

想定地震における建物被害の想定は、以下のとおりである。

焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載する。

県北西部地域において、建物被害が集中するが、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

■想定される建物被害（十津川村での被害量）

（単位：棟）

区 分	全 壊	半 壊	焼 失	被害棟数計
中央構造線断層帯	164	292	0	456
東南海・南海地震同時発生	1	4	0	5

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書(H16.10)

①中央構造線断層帯

中央構造線断層帯においては、揺れによる全半壊棟数が全県で約17万棟、揺れ、液状化及び斜面崩壊では約20万棟に達すると予想されている。

本村では、揺れ、液状化及び斜面崩壊による全壊棟数が164棟、半壊棟数では292棟と予測されている。

②東南海・南海地震同時発生

東南海・南海地震同時発生においては、揺れによる全半壊棟数が全県で35棟、揺れ、液状化及び斜面崩壊では2,437棟と予想されている。

本村では、揺れ、液状化及び斜面崩壊による全壊棟数が1棟、半壊棟数では4棟と予測されている。

2-2. 耐震化に向けたこれまでの取り組み

(1) これまでの取り組み

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震や平成19年の新潟県中越沖地震においては、人的被害とともに多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。

本村は、村民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していくものとする。

①十津川村のこれまでの取り組み

本村は、阪神・淡路大震災による人的被害及び建物被害を身近に経験したことをふまえて、地震時における建物被害及び人的被害を軽減するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第1条の趣旨に則り、奈良県との協力の下、積極的な既存建築物の耐震診断の助成に努めている。

小中学校においては、生徒数の減少を加味し村内学校の統廃合を行い、耐震性を確保した2小学校、1中学校の整備を完了した。

また、閉校した上野地中学校の体育館を耐震改修し、地域交流施設として活用している。

防災の拠点となる十津川村役場庁舎においては令和2年度より耐震改修事業を実施し、令和3年度に完了予定である。また、令和3年度からは役場庁舎敷地内に災害対策拠点施設の整備を開始し、併せて耐震性が不足している診療所機能の附随を図るなど、効率的な防災対策事業を今後とも進めていく。

民間木造住宅では、平成19年度から既存木造住宅耐震診断の補助事業を実施しており、過去5年間（平成28～令和2年度）で4戸の耐震診断が実施されている。

②国の耐震化の目標

国では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画」において、令和7年までに耐震性が不十分な住宅、多数の者が利用する建築物について、概ね解消するという目標が示されている。

②県の耐震化の目標

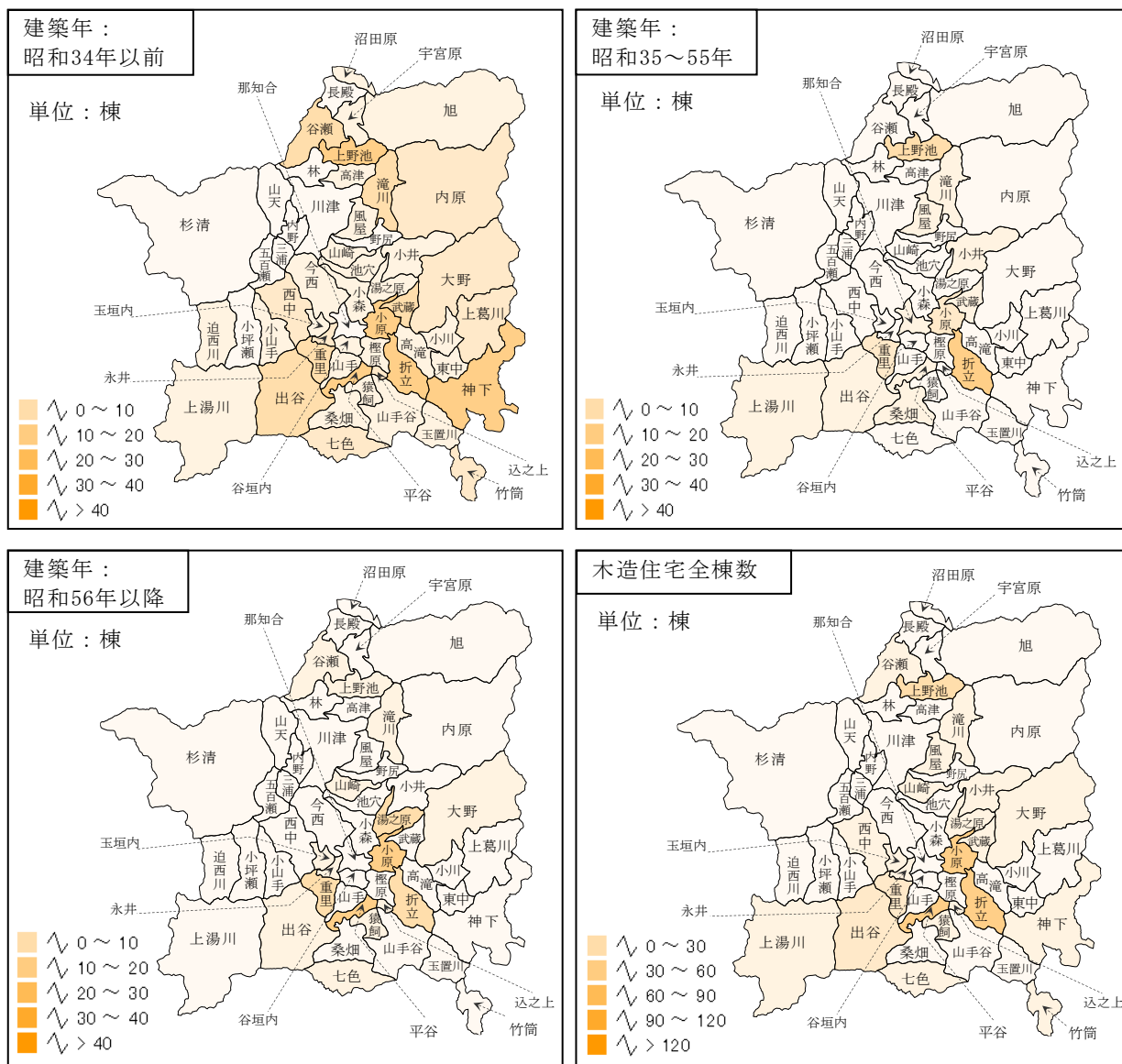
県では、「奈良県耐震化改修促進計画」において、令和7年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%、県有建築物の耐震化率を98%以上とする目標が示されている。

2-3. 住宅の耐震化の現状と目標

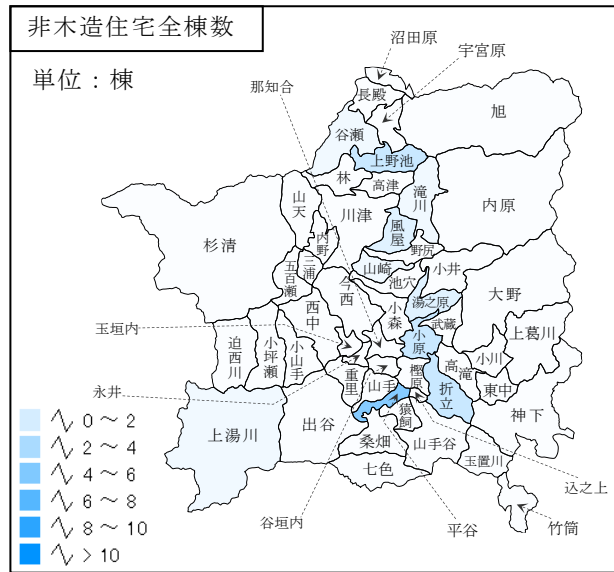
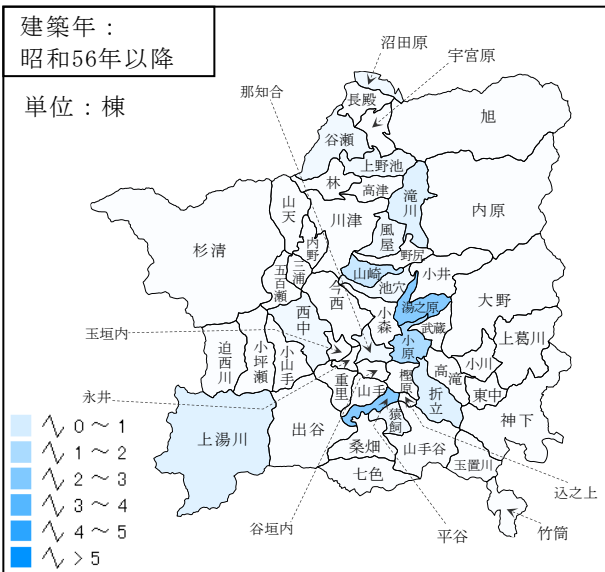
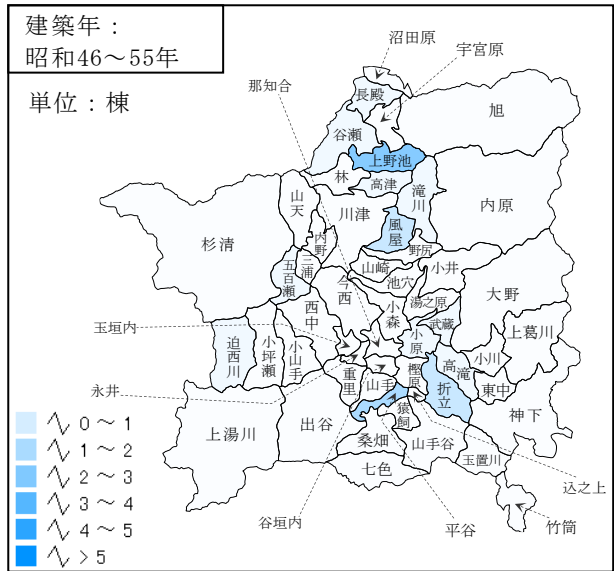
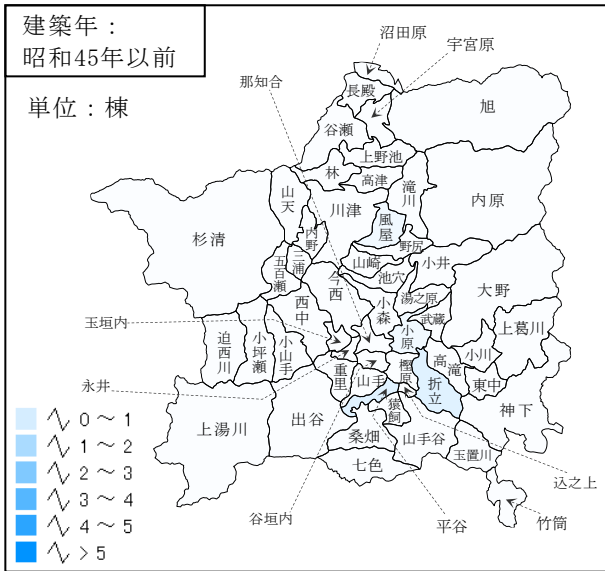
(1) 地域特性

本村の住宅分布を構造別に見ると、木造住宅は古い年代から数多く建てられているが、周辺部から徐々に減少していく様子が見られる。非木造は周辺部から中央部への動きが見られる。

■本村の住宅分布（木造住宅）



■本村の住宅分布（非木造）



(2) 住宅の現状

令和2年度の固定資産資料によると、年代別住宅数は以下のとおりである。

構造別に見ると、約2,000棟の約97%が木造住宅であり、非木造は62棟とわずかである。また、全体の約72%が昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅となっている。

■年代別住宅の状況

(単位:棟)

区 分	総 数	木 造	非木造
旧耐震基準 (昭和56年5月以前)	1,432	1,406	26
新耐震基準 (昭和56年6月以降)	557	521	36
合 計	1,989	1,927	62

出典：令和2年度 固定資産資料

令和2年度における住宅の耐震化の状況は、「新基準建築物の住宅」は家屋台帳により557棟(約28%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は0棟とし、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については平成18年の県における耐震診断結果からの推計により30棟(旧基準建築物の住宅数の2.1%相当)とすると、本村内の住宅総数1989棟のうち587棟(約29%)が、「耐震化されている住宅」と推計できる。

※推計方法については、平成19年度に策定した当初計画と同じ手法で行っている。

■住宅の耐震化の現状 (令和2年度推計)

住宅総数 1,989棟	新基準建築物 557棟 (28%)	耐震化されている住宅 587棟 (28%)
		耐震改修済の住宅 0棟
	旧基準建築物 1,432棟 (72%)	耐震性ありの住宅 30棟 (2%)
		耐震性が不十分な住宅 1,402棟 (70%)

平成27年度に策定した前計画では、平成27年における「耐震化されている住宅」の推計値は595棟(29%)、「耐震性が不十分な住宅」の推計値は1,424棟(73%)であった。

(3) 住宅の将来

令和7年度における住宅総数は、固定資産資料から1968棟と推計できる。耐震化の状況は、「新基準建築物の住宅」については551棟（約28%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は0棟とし、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については平成18年の県における耐震診断結果からの推計により30棟（旧基準建築物の住宅数の2.1%相当）とすると、628棟（約33%）が、「耐震化されている住宅」と推計できる。

■ 将来の住宅の耐震化予測（令和2年推計）

住宅総数 1,968棟	新基準建築物 551棟（28%）	耐震化されている住宅 581棟（30%）
	旧基準建築物 1,417棟（72%）	耐震改修済の住宅 0棟
		耐震性ありの住宅 30棟（1.5%）
		耐震性が不十分な住宅 1,387棟（70%）

(4) 耐震化の目標設定

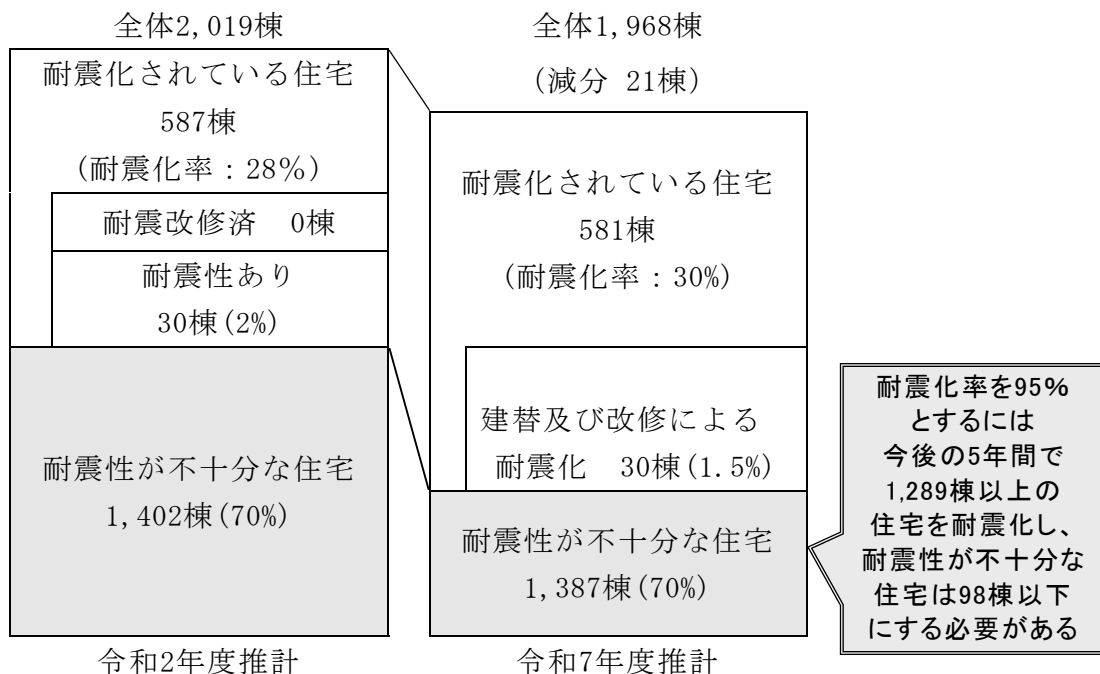
これまでの本村の取り組み及び住宅の耐震化の現状、国及び県の耐震化の目標を踏まえて、地震による人的被害をできるだけ減少させるために、住宅の耐震化率を下記のとおりにすることを目標とする。

令和7年度における耐震化目標	
住宅及び多数の者が利用する民間建築物	< 95% >
村有建築物	< 98%以上 >

現在の耐震性が不十分な住宅(推計1,402棟)は、令和7年度には15棟の減少(推計1,387棟)が見込まれるが、耐震化率を95%にするためには、今後の5年間(R2度～R7度)で1,289棟以上(年平均258棟)の耐震化を図ることが必要になる。

このため、耐震化の重要性・必要性についての普及・啓発、耐震化を支援する施策を一層推進することにより耐震診断の実施を促し、さらに旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ることにより、耐震化率の向上を目指すものとする。

■住宅の耐震化の目標(令和7年度推計)



2-4. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

耐震改修促進法第14条において、多数の者が利用する一定規模以上の建築物（第14条第1号）、一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（第14条第2号）、緊急輸送道路等の避難路沿道に建つ一定規模以上の建築物（第14条第3号）が「特定既存耐震不適格建築物」として規定されている。

■ 特定既存耐震不適格建築物

区分	用途	要件
第14条 第1号	学 校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
	卸売市場	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
	事務所	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	
第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
第14条 第3号	避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）

■危険物を取り扱う建築物の該当基準（第14条第2号）

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m3
④マッチ	300マッチトン
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2万m3
⑥圧縮ガス	20万m3
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物20t 劇物200t

■道路を閉塞させる建築物の該当基準（第14条第3号）

耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急交通路の幅員が12mを超える場合	道路幅員の1/2より高い建築物	
面している緊急交通路の幅員が12m以下の場合	6 mより高い建築物	

(1) 特定既存耐震不適格建築物の現状

① 特定既存耐震不適格建築物の現状

本村内において耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物を年代別に整理すると、以下のとおりである。

■ 特定既存耐震不適格建築物の年代別建築物数（村有＋民間）（令和2年）

（単位：棟）

区 分	総 数	構 造			
		木 造	鉄骨・鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他 (不明を含む)
1号：村有	5	2	3	0	0
旧基準	2	0	2	0	0
新基準	3	2	1	0	0
1号：民間	5	0	1	4	0
旧基準	3	0	1	2	0
新基準	2	0	0	2	0
1号建築物	10	2	4	4	0
旧基準	5	0	3	2	0
新基準	5	2	1	2	0
2号建築物	7	0	0	4	3
旧基準	5	0	0	3	2
新基準	2	0	0	1	1
3号建築物	7	0	0	7	0
旧基準	4	0	0	4	0
新基準	3	0	0	3	0
合 計	24	2	4	15	3
旧基準	14	0	3	9	2
新基準	10	2	1	6	1

※年代不明は、旧基準（昭和56年5月以前）を含む
 ※3号該当建築物は、1号該当建築物と重複する建物を除く

②特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

前記の特定既存耐震不適格建築物の村内の現状を、建物の種類別で見ると、以下のとおりである。

■特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状（村有＋民間）（令和2年度）

（単位：棟）

耐震化の現状 特定既存耐震 不適格建築物の種類		全棟数 A (=B+C)	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震性を 満たす D	耐震化 されてい る建築物 E (=B+D)	耐震化率 F (E/A)
1号	庁舎	1	0	1	0	0	0.0%
	学校	3	2	1	0	3	100.0%
	体育館	1	1	0	0	1	100.0%
	ホテル、店舗	3	1	2	0	1	33.3%
	事務所、工場等	2	1	1	0	1	50.0%
	計	10	5	5	1	6	60.0%
2号	危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物	7	2	5	0	2	28.6%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	7	3	4	0	3	42.9%
合計		24	10	14	1	11	45.8%

※年代不明は、旧基準（昭和56年5月以前）に含む

※3号該当建築物は、1号該当建築物と重複する建物を除く

※1号及び2号該当建築物には使用休止中の建築物を含まない

※A～Cは実数値、Dは耐震化済み又は耐震診断で耐震性有りの棟数

1号建築物は、「新基準建築物：B」が5棟、「旧基準建築物：C」5棟のうち「耐震診断結果から耐震性を満たすもの：D」については耐震化の実施済が1棟あることから、「耐震化されている建築物：E」は6棟となり、村内の1号建築物総数A：10棟のうち約60%が耐震化されている。

2号建築物は、「新基準建築物：B」が2棟、「旧基準建築物：C」5棟のうち「耐震診断結果から耐震性を満たすもの：D」については、耐震化の実施又は耐震診断により耐震性有りとなった建物がないことから、「耐震化されている建築物：E」は2棟となり、村内の2号建築物総数A：7棟のうち約28.6%が耐震化されている。

3号建築物は、「新基準建築物：B」が3棟、「旧基準建築物：C」4棟のうち、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの：D」については、耐震化の実施又は耐震診断により耐震性有りとなった建物がないことから、「耐震化されている建築物：E」は3棟となり、村内の3号建築物総数A：7棟のうち約42.9%が耐震化されている。

■特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状（村有＋民間）（令和2年）

特定既存耐震不適格建築物総数 24棟	新基準建築物 10棟（41.7%）	耐震化されている建築物 11棟（45.9%）
	旧基準建築物 14棟（58.3%）	耐震性ありの建築物 1棟
		耐震性が不十分な建築物 13棟（54.1%）

（２）耐震化の目標設定

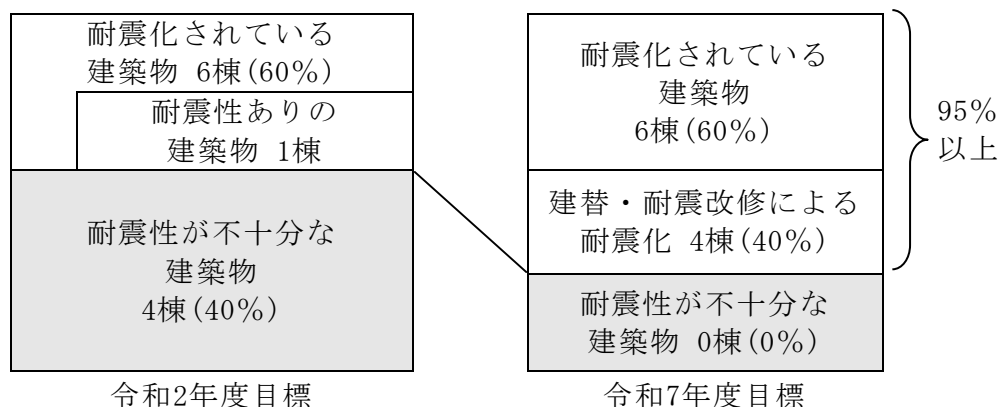
①耐震化の目標

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状、国及び県の耐震化の目標をふまえて、地震による人的被害を半減させるために、多数の者が利用する建築物（法第14条1号）の耐震化率を、令和7年度までに95%以上にすることを目標とする。

耐震化率95%以上を達成するためには、多数の者が利用する建築物（法第14条1号）は4棟の耐震化が必要であるため、今後の5年間（R2～R7）で毎年1棟程度の耐震化を目指す。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及・啓発、耐震化を支援する施策を一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図るものとする。

■法第14条1号建築物（村有＋民間）（10棟）の耐震化の目標



2-5. 村有建築物の耐震化の現状と目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、学校は避難収容拠点、警察や消防は応急活動拠点として、多くの村有施設や公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。

村有施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

(1) 村有施設における耐震化の現状

村有施設の現在の耐震化の状況は以下に示すとおりである。

■村有施設の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 村有施設の種類	耐震化対象棟数 A (=B+C)	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済	耐震診断耐震有	耐震化されている建築物 F (=B+D+E)	耐震化率 G (=F/A)
				D	E		
災害時に防災拠点となる施設 (庁舎、診療所、避難所指定の学校体育館等)	23	11	12	3	0	14	60.9%
多くの住民等が利用する施設 (公民館、集会所、公衆浴場等)	15	9	6	0	0	9	60.0%
住民の生活の場となる施設 (学校、村営住宅、社会福祉施設等)	118	71	47	2	0	73	61.9%
計	156	91	65	5	0	93	60.0%

注)耐震化対象棟数Aは、村有施設の全棟数から公衆便所、小規模な車庫・駐車場のほか、附属倉庫や附属トイレ等の建物を除いた棟数

学校については、校舎、体育館(屋内運動場)など複数の建築物を個別に計上

また、村有の特定既存耐震不適格建築物については、「新基準建築物：B」が9棟（34.7%）、「旧基準建築物：C」が17棟（65.3%）のうち、「耐震改修実施済のもの：D」が4棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの：E」が0棟であることから、「耐震化されている建築物：F」は13棟となり、村有の特定既存耐震不適格建築物「全棟数：A」26棟のうち、50%が耐震化されている。

■村有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状 （単位：棟）

耐震化の現状 建築物の種類	耐震化 対象棟数 A (=B+C)	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震 改修 実施済 D	耐震 診断 耐震有 E	耐震化 されてい る建築物 F (=B+D+E)	耐震化率 G (=F/A)
災害時に防災拠点となる施設 (庁舎、診療所、避難所指定の学校体育館等)	7	3	4	2	0	5	71.4%
多くの住民等が利用する施設 (公民館、集会所、公衆浴場等)	該当なし						
住民の生活の場となる施設 (学校、村営住宅、社会福祉施設等)	19	6	13	2	0	8	42.1%
計	26	9	17	4	0	13	50.0%

注) 学校については、二次避難所となっている体育館(屋内運動場)を「防災拠点」、校舎等を「生活の場」として、建物体位で計上しているため、施設単位で計上している特定既存耐震不適格建築物の総数とは異なる。

(2) 村有の特定既存耐震不適格建築物における耐震化の目標

村有の特定既存耐震不適格建築物については、村は所有者として耐震改修を行うよう努める必要があり、さらに施設所有者として「村民、施設利用者の生命(安全)」を守る責務があるため、耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について、効果的な耐震化を進める。

特に、庁舎等の防災上重要な建築物、学校や体育館等の多数の者が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を充分考慮しつつ、令和7年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。

令和7年度における村有の特定既存不適格建築物の耐震化率の目標
<100%>

また、施設を利用する住民に対して、耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に努める。

2-6. 特定既存耐震不適格建築物の整理

村有および民間の特定既存耐震不適格建築物の総括表を以下に示す。

■村有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

(単位:棟)

建築物		現 状						令和7年度目標		
法	用 途	旧基準 の 建築物 ①	新基準 の 建築物 ②	建築物 総数 ③ (①+②)	①の内 耐震性 あり 建築物 ④	耐震性 あり 建築物 ⑤ (②+④)	耐震化 率(%) (⑤/③)	R2 年度 耐震性 なし 建築物	R7 年度 耐震性 なし 建築物	R7 年度 耐震化 率
1号	学校	1	2	3	1	3	100.0%	0		
	体育館	0	1	1	0	1	100.0%	0		
	庁舎	1	0	1	0	0	0%	1		
	計	2	3	5	1	4	80.0%	1		
2号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		2	3	5	1	4	80.0%	1	0	100%

■民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

(単位:棟)

建築物		現 状						令和7年度目標		
法	用 途	旧基準 の 建築物 ①	新基準 の 建築物 ②	建築物 総数 ③ (①+②)	①の内 耐震性 あり 建築物 ④	耐震性 あり 建築物 ⑤ (②+④)	耐震化 率(%) (⑤/③)	R2 年度 耐震性 なし 建築物	R7 年度 耐震性 なし 建築物	R7 年度 耐震化 率
1号	ホテル	2	1	3	0	1	33.3%	2		
	事務所、店舗、発電所	1	1	2	0	1	50.0%	1		
	計	3	2	5	0	2	40.0%	3		
2号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	5	2	7	0	2	28.6%	5	—	—
3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物	4	3	7	0	3	42.9%	4	—	—
合 計		12	7	19	0	7	36.8%	12	0	100.0%

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

3-1. 役割分担

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とする。

(2) 村の役割

村は、「住民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画をふまえて、優先的に耐震化すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とする。また、住宅耐震化に向けての具体的な取組を示した「十津川村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成し、住宅の耐震化を推進する。

(3) 建築関係団体等の役割

建築関係団体等は、住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努め、住宅・建築物の所有者が気軽に相談等できる体制の構築に協力し、耐震化の促進に寄与することを基本とする。

3-2. 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、自助・共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが需要であり、住民・事業者に対して防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

また、建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

なお、新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされ、国・県の動向に呼応し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

3-3. 耐震診断・耐震改修を促進する支援策の概要

昭和56年以前の木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、村は県と連携して技術者を派遣し、耐震診断を行う事業を実施する。

また、耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震化を促進するための優遇措置としては、建築物が個人財産であることや、村の財政状況等を考慮したうえで、耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進するため、その費用の一部を補助する事業を実施する。

さらに、耐震診断及び耐震改修に対する支援とともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施してゆく。

3-4. 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

円滑に耐震診断及び耐震改修の相談が行えるように、施設課に相談窓口を設置するとともに、相談窓口の担当者に対して、専門的な技術力の向上を図るよう指定の講習会への参加を実施し、専門的な知識を有する職員の配置により、利用者が安心して相談できるよう相談窓口の充実を図る。

また、助成制度等の説明や専門家・事業者の斡旋・紹介等について整備するとともに、県や関係団体との連携による講習会を実施し、受講者の紹介・紹介体制を整備する。

なお、関係団体が安心して頼める体制整備を行った場合、その内容について積極的に紹介するとともに、その活用等についても検討する。

3-5. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) ブロック塀等の安全対策

近年頻発する巨大地震による被害の危険性は、住宅・建築物だけでなくブロック塀においても見直されている。ブロック塀は建築物と比較しより道路に近い場所に設置されており、倒壊時は通行人へ危害を及ぼすだけでなく、災害後の避難や救助・支援活動にも支障が生じる可能性がある。このため、建築物の耐震性の確保と並行し、ブロック塀の安全性確保を行っていく必要がある。

本村では2018年に発生した大阪北部地震での事故を教訓に、通学路沿いのブロック塀に対して、県及び関係団体と連携して重点的な改善を促進していく。

具体的な手法としては、チラシや村が運用する防災タブレットによるブロック塀等の設置に関する安全啓発の他、特に被害が拡大する可能性の高い通学路沿いのブロック塀の安全性調査を継続的に行い、危険性のあるブロック塀の所有者には本村からプッシュ

型で通知を行うなど、所有者に対してより安全対策に取り組んでもらう意識の醸成を行うことが重要である。

また、倒壊する危険性のあるブロック塀等を撤去改善する工事費用の一部を村から補助する「十津川村通学路危険ブロック塀等撤去改修工事補助金」を継続的に実施していく他、施工者団体にはブロック塀の適正な施工を要請していく。補助対象路線は住宅や事業所等から避難所や避難地へ至る（私道を除く）経路とする。

（２）窓ガラス等の落下防止対策等について

沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や、外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し、安全対策措置を講じるよう啓発・指導を図っていく。

（３）エレベーターの地震防災対策

建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについては、以下のような地震時のリスク等を建物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図っていくものとする。

- a. エレベーターの耐震安全性の確保
- b. 地震時管制運転装置の設置
- c. 閉じ込めが生じた場合に早期に救出できる体制整備
- d. 平時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や、地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供

また、平常時から乗り場やかご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて利用者に周知する。

（４）敷地の安全対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

3-6. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

（１）住宅

住宅は、全てが重点的に耐震化を図る建築物とする。このうち、旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから、より重点的に耐震化を図る建築物とする。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、全てが重点的に耐震化を図る建築物とする。このうち、防災上重要な建築物である、地震発生時の応急対策活動拠点となる災害対策本部の庁舎、消防の庁舎、医療活動拠点となる診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等については、より重点的に耐震化を図る建築物とする。

(3) 特定既存耐震不適格建築物以外の村有建築物

特定既存耐震不適格建築物に該当しない村有建築物は、住民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、重点的に耐震化を図る建築物とする。

3-7. 重点的に耐震化すべき区域の設定

県全域が東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域内にあることから、村域全体を重点地区とする。また、緊急輸送道路や避難路沿道等を早急に対応すべき地区として、優先かつ重点的に耐震化の促進を図る。

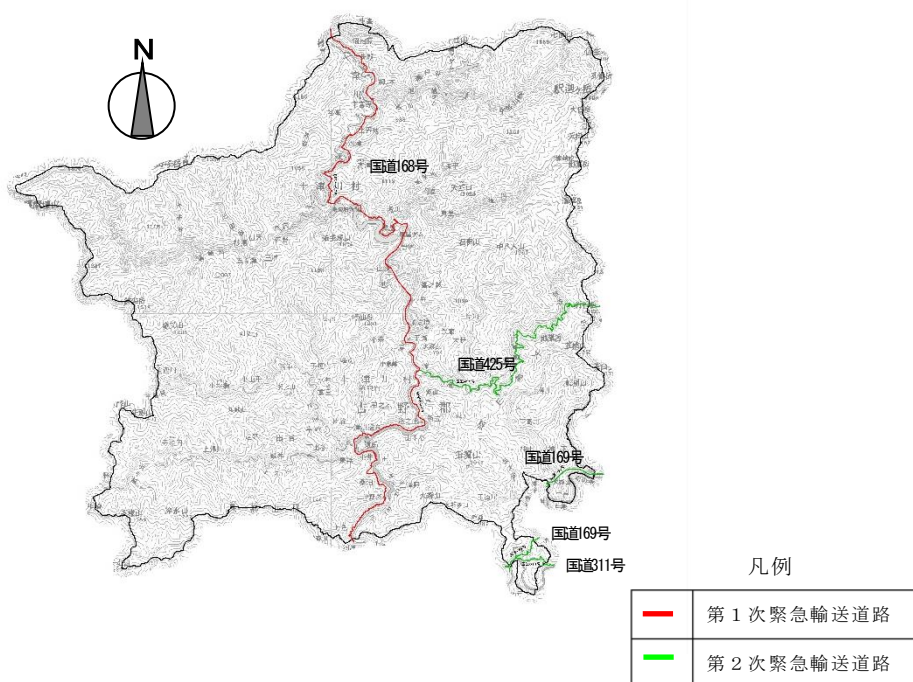
3-8. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

本村は、奈良県地域防災計画及び十津川村地域防災計画に定める以下の緊急輸送道路を、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する。

■ 緊急輸送道路の指定路線

機能区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路	一般国道(指定区間外)	国道168号
第2次緊急輸送道路	一般国道(指定区間外)	国道169号 国道311号 国道425号

■ 指定路線図



4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

4-1. 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通し及び避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく事前に提供することにより、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。

このため、本村は、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップの作成及び公表の方法について検討を行う。

4-2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断・改修の相談に応じる相談窓口の設置とともに、窓口には専門的な技術を有する職員を育成・配置することにより、建物所有者等からの相談体制の整備、情報提供（耐震改修工法、事業者情報、助成制度の概要等）に関する事業等を実施していく。

また、耐震診断・耐震改修の必要性や助成制度、耐震措置の情報について、統一的・戦略的なPR活動を実施する。

地震による建物倒壊の危険性を踏まえた的確な情報提供

- ア. 全国どこでも地震発生の可能性があること
- イ. 耐震性の低い住宅は、倒壊の危険性が極めて高いこと
- ウ. 住宅が倒壊すれば、生死に直接関わること
- エ. 住宅の倒壊は、地震後の生活の再建を極めて困難にすること
- オ. 自分だけでなく、近所の人びとにも大きな迷惑をかけること
- カ. 「気軽に」相談できる仕組みが整備されていること
- キ. 簡便で安価な耐震措置のメニューが揃い、比較的「気軽に」耐震措置が実施できること
- ク. まずは、自宅や所有建物の耐震性について、チェックする必要があること

あらゆる手段を活用した情報提供

地域の防災訓練や行事、イベントの活用、巡回建築相談の実施、インターネットの活用等を実施する。

4-3. パンフレットの作成・配付、講習会等の開催

(1) パンフレットの作成・配付

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するパンフレットを配付し、補助制度、融資制度の普及啓発に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発していく。

(2) 各種広報媒体を活用した周知

村は、広報誌やホームページ等を活用し、広く住民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

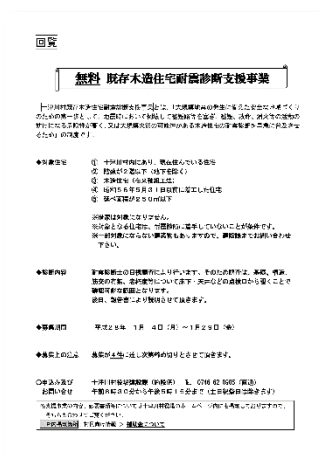
また、自治会の回覧板を活用した普及・啓発を実施する。



チラシの作成



村報への掲載



回覧の実施

(3) 出前講座等の活用や講習会の開催

出前講座や防災訓練を活用して地震防災対策に対する啓発及び知識の普及を図るなど、耐震化に係る情報提供を行う。

また、講習会の開催、耐震改修事例集の作成、広報活動、家具等の倒壊防止対策等について、県と連携して実施していく。

4-4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）と併せて耐震改修を行うことは費用面でのメリットもあることから、広報等による啓発を行い、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図る。

4-5. 家具の転倒防止策の推進

家具の転倒は住民の負傷や避難・救助の妨げになることから、住宅内での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配付により、住民への周知及び効果的な家具固定方法の普及を図っていく。

4-6. 自治会等との連携（取り組み支援策）

地震防災対策では「防災を自分事として捉え、自らの地域は自分たちで守る」という意識を地域で共有することが重要である。自治会等の地域組織は、地域の地震災害時の対応において重要な役割を果たし、平常時は危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待されるため、自治会等と連携して地域に密着した専門家や自主防災組織の育成を図る。

4-7. その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

関係団体、地域住民等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断・改修が行われるようにする観点から、協議会の設置及び事業の概要等について検討する。

また、地域の状況に応じ、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導するため、住宅性能表示制度の活用促進に関する事業、地震保険の加入促進に資する普及啓発事業等について検討する。

5. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

5-1. 所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と充分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。

そのため、所管行政庁である県と充分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

5-2. 庁内での推進体制の確立

本村における各公共施設を所管する部局等と、横断的な耐震化に向けた推進組織を確立し、全庁が一体となって村有建築物の耐震化を推進する。

5-3. 関係団体との協働による推進体制の確立

県、村、関係機関及び建築関係団体等で組織する、「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。

十津川村耐震改修促進計画

<改定版>

令和3年3月

発行 十津川村 施設課

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

TEL 0746-62-0001 (代) FAX 0746-62-0580

十津川村 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021

1 目標

十津川村耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、十津川村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、十津川村耐震改修促進計画「3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項」に基づき策定する。

3 取組内容・目標・実績

	令和3年度取組内容	令和3年度目標
計 画	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅の耐震診断費に対する全額補助を実施 ii) 住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施 iii) ブロック塀等の撤去及び改修工事費に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業のチラシを作製し、自治体の回覧板を利用した啓発を実施 ・村が運用する防災タブレットによる全住戸一斉配信 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断申請時に併せて耐震改修事業を紹介 ・耐震診断結果報告時に耐震改修事業を紹介 ・耐震診断後、一定期間を経て電話等による意向確認 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施。（奈良県と共同開催） ・耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施。 iv) 一般への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> ・村報等を通じて、耐震改修の重要性の周知を実施 ・一般住宅を対象とした説明会・セミナーの開催 ・パンフレット、チラシの作成・配布 	<p>木造住宅耐震診断事業：3戸 木造住宅耐震改修工事補助：1戸 通学路危険ブロック塀等撤去改修工事実施数：4戸</p>
		<p>前年度までの実績</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅の耐震診断事業実施戸数：1戸 ●木造住宅の耐震改修工事費補助戸数：0戸 ●ブロック塀等の撤去改修補助戸数：0戸 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅の耐震診断事業実施戸数：0戸 ●木造住宅の耐震改修工事費補助戸数：0戸 ●ブロック塀等の撤去改修補助戸数：4戸
自 己 評 価	<p>前年度（令和2年度）の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会回覧板に制度周知チラシを添付 ・防災タブレットにより全住戸に一斉配信 	<p>前年度（令和2年度）の課題</p> <p>補助制度の利用戸数が少なかったことから、制度の周知方法を改善するとともに、耐震化の重要性の周知を強化する</p>
		<p>改善策</p> <p>自治会の回覧、防災タブレットによる配信、ローカルテレビでの発信等を強化する</p>